

C型肝炎新薬の影響による医療費増加に対する特別調整交付金での 財政措置について

四国会提出
説明担当 安芸市

(理由)

昨年、5月と8月に保険適用されたC型肝炎の新薬ソバルディ(1錠約6万円)、ハーボニー(1錠約8万円)により、全国的にも9月診療分以降の調剤医療費が高い伸び率を示しているなか、C型肝炎の患者が多い本市でも、8月診療分からその影響が出ており、国民健康保険事業特別会計の歳出の約6割を占める保険給付費のうち、一般給付費においては特に10月から12月診療分で前年同月比、約120%から160%、一般高額療養費では前年同月比、約140%から240%と、今までにない大幅な増加となっています。この結果、平成27年度決算では、約1億7,000万円の単年度赤字が見込まれ、このうち、C型肝炎新薬の影響によるものとして、保険者負担分から療養給付費等の国庫負担金を除く影響額は約1億4,000万円と見込まれています。

今後の影響をレセプト情報から分析すると、ピークは一定過ぎたものの、まだ処方開始に至っていない被保険者もいることから、調剤実績は今後も増加することが想定され、国民健康保険事業特別会計の状況はますます厳しい状況となり、財源不足が拡大することが懸念されます。

この新薬については、2016年度診療報酬改定で、薬価が約30%下がることが決定されていますが、高額な薬価による影響は非常に大きく、療養給付費負担金や国・県調整交付金においてルール分に対する国庫等負担はあるものの、これら公費以外の50%分を地方自治体における国民健康保険税で賄うには、被保険者に特別な要因に対する負担を強いることとなるため、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 C型肝炎の新薬に係る影響に対する措置として、特別調整交付金としての支援措置を講じられること。